

※ 令和6年度こども食堂対象フルーツ支援助成募集要項 より抜粋 ※

購入商品が対象なのかを必ず確認するようお願いいたします。

### 3. 助成事項(助成内容)

こども食堂での食事(主食・副菜・主菜/お弁当/その他食事に該当するもの)を提供または食材配布をする際に、栄養を補完する為に追加するフルーツ(果物類)の購入費用について、助成金を給付いたします。

項目	内容	例
フルーツ (果物類)	こども食堂利用者 (フードパントリー 含む)に提供する フルーツ(果物類)	<p>&lt;果物&gt; イチゴ、リンゴ、バナナ、ぶどう、パイナップル、グレープフルーツ、メロン、みかん、キウイ、レモン、スイカ、梨、桃、栗、柿、その他柑橘類・ベリー類 等</p> <p>&lt;フルーツ飲料&gt; 果汁 100%飲料</p> <p>&lt;フルーツ加工品&gt; 果物の缶詰、ドライフルーツ、冷凍フルーツ、ジャム、果肉入りまたは果汁入りゼリー、果肉入りまたは果汁入ヨーグルト</p>

**【対象外】**

- ・外出先での飲食(助成事項はこども食堂開催場所での提供に限る)
- ・こども食堂利用者以外への助成事項の提供
- ・お菓子類(スイーツ、ケーキ、クッキー、和菓子等)、果汁 100%以外の飲料(水、清涼飲料水、アルコール飲料等)
- ・購入送料、持ち帰り用ビニール、紙皿または容器、(プラスチック)スプーン・フォーク、ピック

### 4. 助成金

**1こども食堂につき 50,000 円**

※1 同じ法人または団体でこども食堂の活動拠点が複数ある場合、各拠点から申請は可能ですが、助成する拠点数には上限を設けることがございます。

※2 フルーツ(果物類)の購入費用が助成金の対象となります。

ただし、下記の費用については助成金の対象に例外として加え、助成金の一部に限り使うことを認めます。

(助成金 50,000 円のうちの税込 20,000 円以内)

こども食堂(フードパントリー含む)で提供する食材購入費用 (以下対象品目に限る)

→対象品目:米、餅、パン類(全般)、シリアル類、麺類(うどん、そば、乾麺、パスタ全般等)、魚・水産加工品、肉・肉加工品、卵、野菜、乳製品(牛乳、生クリーム、チーズ、ヨーグルト、バター、マーガリン等)、総菜、冷凍食品、インスタント食品(カップ麺、ラーメン、スープ類)、レトルト食品、豆類(豆腐、納豆)、ルウ類(カレー等)、漬物、こんにゃく、しらたき、はちみつ、粉類(小麦粉、パン粉、片栗粉、てんぷら粉、パンケーキミックス、お好み焼き粉等)、乾物(昆布、のり、ひじき、削り節、煮干し、かんぴょう、春雨、切干大根、ふりかけ、その他乾物)、果物以外の缶詰、調味料(しょうゆ、つゆ、だし、みそ、ケチャップ、マヨネーズ、塩、砂糖、酢、スパイス、こしょう、ドレッシング、唐辛子、調味酒、料理の素等)、食用油(サラダ油、ごま油等)、ベビーフード、粉ミルク。

※お菓子類(スイーツ、ケーキ、クッキー、和菓子等)、飲料(水、果汁 100%以外の清涼飲料水、アルコール飲料等)は食材購入費用として認めません。また税込 20,000 円を超えた部分は無効です。